

# 振動工具取扱安全衛生教育

(チェーンソー以外の振動工具)

さく岩機やコンクリートブレイカーなどの振動工具は、主に建設・土木業等で使用されていますが、誤った使用方法等により白ろう病等の振動障害が発症するおそれがあるため、**振動工具（チェーンソーは除く）を取扱う作業に従事する者に対して安全衛生教育を行うことが必要です。**

(チェーンソーは別の特別教育が必要です。)

(昭和58年5月20日付け基発258号)  
(平成21年7月10日付け基発0710第2号)

- 振動障害とは  
さく岩機などの振動工具は、安全対策などを講じないまま使用すると、振動が指、手、腕などに伝わり血行や神経に悪影響を与え、手指が白くなる白ろう病などを発症します。
- 振動障害の症状
  - ・末梢循環障害 手指が白くなる、手が冷たくなる
  - ・末梢神経障害 手や腕のしびれ、痛み
  - ・運動器障害 手や腕の痛み、動きが悪くなる、力が入らない
  - ・その他の障害 汗が出やすい、頭痛、耳鳴り、不眠



講習科目と時間数

講習科目	時間数	合計
振動工具に関する知識	1	4
振動障害及びその予防に関する知識	2.5	
関係法令	0.5	
講習終了後に簡単な確認テストを行います。		

本講習は「学科講習」のみで「実技講習」はありません。1日間（4時間講習）  
本講習を受講された方には、後日になりますが「修了証」（資格証）を発行します。  
(講習当日ではありませんのでご了承下さい。)

労働局登録教習機関  
**一般財団法人 労働安全衛生管理協会**  
本部事務局 〒336-0017 さいたま市南区南浦和2-27-15 (信庄ビル3階)  
TEL 048-885-7773・Fax 048-885-5738



日程、申込はホームページからお願いします。 <http://www.roudouanzen.com>